

議員提出第1号

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例の一部を改正する条例

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年1月25日

提出者 久喜市議会議員
上 條 哲 弘
宮 崎 利 造
岡 崎 克 巳
杉 野 修
猪 股 和 雄

久喜市議会議長 春 山 千 明 様

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例の一部を改正する条例

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例（平成29年久喜市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「最初に招集される議会の定例会」を「最初に開かれる定例会の会議」に改め、同条ただし書中「当該定例会の初日」を「当該会議の初日」に、「当該定例会の次に招集される議会の定例会」を「当該会議の次に開かれる定例会の会議」に改める。

附 則

この条例は、令和4年5月1日から施行する。

提案理由

地方自治法第102条の規定による定例会の実施方法を変更することに伴い、所要の規定の整備を行うため、この案を提出するものであります。